

英国中等教育における国語および、演劇教育の現状について
—政策上の問題を中心として—

青木敬子

(お茶の水女子大学)

英国における（イギリスに限定する）国家的財産とまでいわれるシェイクスピアの演劇は、1988年教育法により中等教育において義務化された。それまで教育法でカリキュラムを制定していなかった英国において、はじめて国家統制によって教育内容が決められることになった。義務化されたシェイクスピア作品の言語は、中等教育段階の生徒にとって難解である。難解な言語はステージで聞くせりふを学習するのと、テキストのみで学習するのでは理解のちがいがあだけでなく、作品へ興味をもてるかどうかにも大きく関連する。しかしながらカリキュラム統制から20年あまり経った今でも、テキストだけでシェイクスピアを学習する生徒は決して少なくない。ロイヤルシェイクスピアカンパニー（RSC）のマリア・エヴァンスは2006年9月、これまでのシェイクスピア作品教育への批判を含め、演劇教育について発言した。それによると生徒は劇を観る事を必須として、作品の一部をテキストのみで学ぶべきでないとしている。この発言以降、RSCはシェイクスピア作品教育へむけて、様々な試みを始めている。本発表では演劇作品教育、特にシェイクスピア作品教育の事例を用いながら、現在英国における政策上の教育問題を考える。さらに演劇の言語がいかに関国語教育、言語教育にとって重要であるかを、昨年発表者自身がおこなった英国リーズにおけるインタビュー調査の報告を交えて発表する。